

「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業」
交通安全対策に関する活動実施要領

1 目的

この実施要領は、名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 13 条に基づき、要綱別表 1 に掲げる交通安全対策に関する活動の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

(1)日時

春・夏・秋・年末の交通安全市民運動の県内一斉街頭啓発活動日、名東区交通安全デーおよび交通事故死ゼロの日の 7:30 から 8:30 の間、もしくは児童の下校時間

(2)場所

事業所付近でかつ人通りの多い交差点や通学路

(3)内容

小学生や通行人に向けた街頭啓発活動

(4)その他

事業者の業務に支障をきたさない範囲で実施することとし、名東区区政部地域力推進課（以下「地域力推進課」という。）と事前に調整することとする。

3 報告

事業者は、活動の内容等について適宜地域力推進課に報告するものとする。

4 活動資材の貸与

地域力推進課は、事業者が活動する際に必要となる資材（たすき、旗、帽子等）について、予算の範囲内において購入し、貸与する。

5 講習会

事業者は、活動を開始する前に、地域力推進課が名東警察署交通課の指導のもと実施する講習会を受講しなければならない。

6 費用の負担

活動に要した費用は、事業者の負担とする。

附則

この要領は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。